

自分たちの活動（市民活動）を
もっと知ってほしい・・・。
どうすればいいの？

問合せ・申込み先
市民自治課（市役所本館3階）
電話 047-366-7318



芽でるくん

市民活動団体の 団体情報をPRしよう！



芽るるちゃん

団体情報や団体PRに関するチラシやポスターを市の施設に配架・掲示できます。
団体情報・団体PR募集の発信で活動を広げましょう。

利用できる団体	「松戸市市民活動団体登録」に登録した団体
内 容	市民活動団体の団体PR・会報誌等
配架できる場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本館1階 市民活動情報コーナー ・まつど市民活動サポートセンター ・支所 ・市民センター ・市民交流会館 ・公民館 ・一部スポーツ施設 ・老人福祉センターなど <p>※スペースの状況により、配架のみ、又は掲示のみとなる場合があります。 ※配架に条件がある施設があります。</p>
サイズ/数	<p>掲示の場合：サイズはA3まで、部数は1部まで。 (A4 2枚の掲示も可能です。)</p> <p>配架の場合：サイズはA4まで。片面・両面は問い ません。部数の上限はありません。</p>

営利活動、政治活動、宗教活動、個人・施設等の宣伝、法令または公序良俗に反するもの、
閲覧者に誤解を与える内容のもの、財産権・名誉・プライバシーや人権を侵害するおそれのある
ものは掲示をお断りしています。

チラシ掲示・配架の流れ



1、準備（チラシ内容のチェックを受けます）

市民自治課で掲示物の内容チェックを行います。市民自治課にチラシを持参、または、チラシのデータをメール（mcshiminjichi@city.matsudo.chiba.jp）で送ってください。

チェックには1週間程度かかります。

必ず記載する内容

- ①団体名 ②連絡先 ③活動の概要 ④団体の代表者名
- ⑤活動日時 ⑥活動場所 ⑦対象者

2、申請（チラシ掲示の申請を行います）

チラシのチェックが終わりましたら、市民自治課より連絡が入ります。

下記の①、②をあわせて市民自治課に持参、または郵送してください。

①市民活動情報コーナー等掲示申請書

※市ホームページでダウンロード、または市民自治課で配布しております。

②チラシ（必要部数印刷したもの）

▶複数施設に掲示・配架をする場合は、施設ごとに付せん等で分け、部数を記載してください。

※チラシのチェックを受けずに申請された場合、内容によっては修正を依頼することがあります。

事前チェックにご協力ください。

※申請・確認用に1部必要となります。掲示・配架用とは別途ご用意ください。



3、掲示（チラシが掲示されます）

申請受付後、チラシが配架・掲示されます。期間は3ヶ月です。

※掲示までは数日かかります。

※掲示スペースに空きがない場合は期間が短くなる場合があります。

※3か月以上掲示したい場合は、改めて1から手続きを行ってください。

その場合年3回まで（最長9か月）を限度とします。



【確認用】掲示申請書・チラシチェックリスト

団体情報PR用

掲示・配架の条件

- サイズは掲示の場合はA3サイズまで（A4 2枚の掲示も可）、配架の場合はA4までである。
- 部数は、掲示の場合は1部まで、配架の場合は部数に上限はなし。
- 掲示・配架期間は1回につき3か月であることを了承している。
- 施設ごとの掲示・配架条件を満たしている。

チラシの内容

- 宗教上、政治上ほか特定の主義・主張のある個人または施設等のPRではない。
- 営利目的ではない。
- 閲覧者に誤解を与える内容ではない。
- 下記の必要項目が記載されている。

- 団体名
- 連絡先
- 活動の概要
- 団体の代表者名
- 活動日時
- 活動場所
- 対象者

申請書

- 申請書に記載の「団体名」とチラシに記載の「団体名称」が同一である。
- 「電話番号」が記載されている。
- 「掲示希望施設」にチェックが入り、「設置部数」の記載がある。
- 申請書に記載した「設置部数」と同数のチラシを施設ごとに付せん等でまとめてある。

お問合せ、申込みは 市民自治課（市役所本館3階）まで
電話：047-366-7318 FAX：047-704-4009
メール*：mcshiminjichi@city.matsudo.chiba.jp

*メールの場合、件名に「チラシ掲示希望」・「団体名」を入れてご連絡をお願いいたします。